

前回、統合リスク管理とはリスクのバランスをとりながら、収益を上げるための銀行の経営管理ツールであることは述べた。今回は国際的な規制と統合リスク管理のかかわりについての話しである。

## 銀行への国際基準ができた背景

銀行に対する国際統一基準ができた背景は、銀行業務が自由化・国際化の発展をとげたことにより、おのおのの自国内にとどまらず、国際的な金融システムの安定と各国の銀行間での競争条件を平等にする必要性が出てきたことにある。

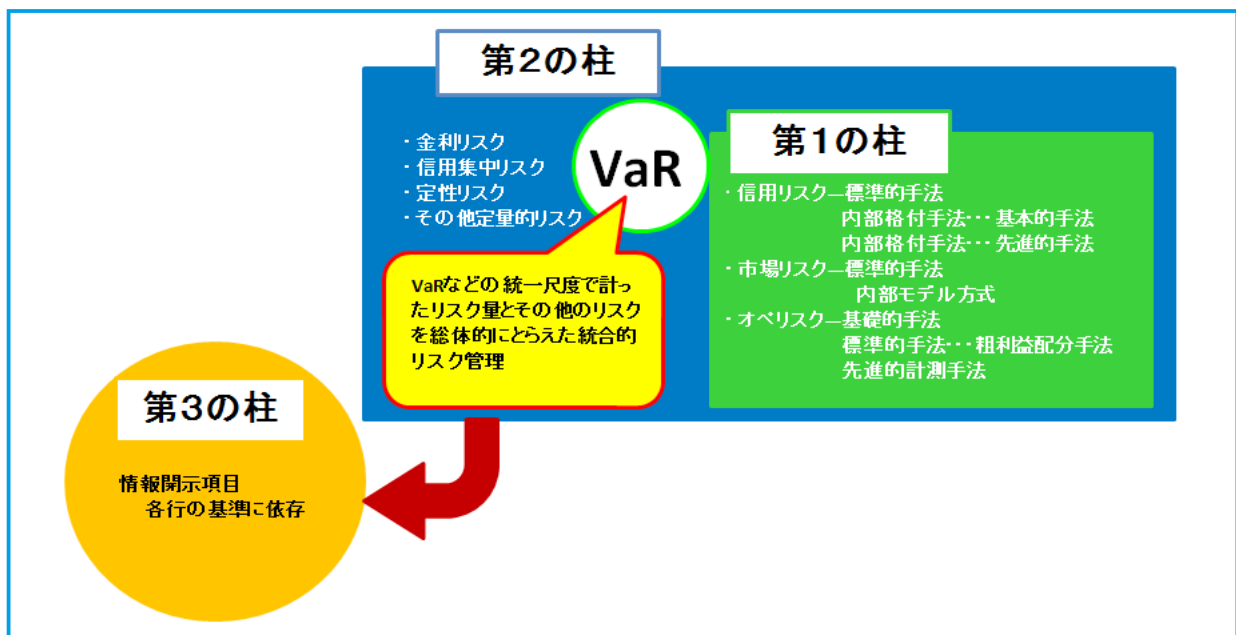
この必要性が強く認識されたのは1980年代に金融自由化を進めてきた米国で、1984年に大手コンチネンタル・イリノイ銀行が破綻し、この影響が国際的な銀行間取引を通じて海外にも波及しそうになったときである。

このとき、米国では銀行に財務の健全性を回復させるため自己資本の充実を求める声が強まり、他国との競争条件を平等にするため、他国を含め統一的に銀行への自己資本比率規制を導入する枠組みを模索し実現させた。それが1988年のバーゼル合意(BIS規制)である。

## BIS規制から新BIS規制へ

1988年にバーゼル委員会が発表した銀行の自己資本比率に関する規制「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」いわゆるBIS規制とは、国際業務を行っている銀行の信用秩序維持の基準として、リスクアセットに対して自己資本比率が8%を超えない銀行は、国際業務を禁じるという取り決めである。このBIS規制の内容を見直し、より金融機関のリスクを反映させたものが2004年に公表された「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組」いわゆる新BIS基準である。

新BIS基準の中でバーゼル委員会は、第1の柱から第3の柱まで段階的に銀行のリスク管理と銀行業務の透明性を高度化していくことを定義している。



### 第1の柱・・・自己資本比率規制

- リスク計測の精緻化
- 銀行のリスク管理技術に見合ったリスク算出方法を選択
- 信用リスクと市場リスクの計測に加え、オペレーションリスクの計測

## 第2の柱・・・監督上の検証プロセス

- 金行のリスク管理技術・内部管理態勢の高度化
- 監督当局による内部管理態勢の妥当性・有効性の検証・評価
- 第1の柱のリスクに加え、信用集中リスクや金利リスク等の計測の追加

## 第3の柱・・・市場規律

- 開示項目・頻度の充実
- リスク管理方針や内部格付手法の概要等の開示

## 新 BIS 規制と統合リスク管理の関係

統合リスク管理とは、定量的な各種リスクを VaR などの統一的尺度で計り、各種リスクを統合して(合算)して、金融機関の自己資本と対比することによって管理することである。新 BIS 規制の第2の柱の中に含まれる。

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、新 BIS 規制上の自己資本比率の算定に含まれないリスク(与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等)も含めて、それぞれのリスクカテゴリーごと(信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等)に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の自己資本と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理をする方法である。

つまり、統合的リスク管理は統合リスク管理を包括し、新 BIS 規制の第2の柱で求められるものそのものといえる。

統合的リスク管理の中で定量的に統合リスク管理を行うために必要なリスクにはさまざまなものがあるが、

- ・信用リスク(信用集中リスク含む)
- ・市場リスク(バンキング勘定の金利リスク含む)
- ・オペリスク

特に信用リスクに関しては、貸出業務が収益源の大きな柱である銀行にとって銀行の持つリスク管理の中でも最優先に取り組むべき課題といえる。

そのため、ここでは信用リスクに関する定義とその高度化の必要性について述べる。

### 信用リスクの定義

- ・信用リスクとは、ごく簡単に定義すると、銀行の借手もしくは取引相手が同意した条件に沿った形で債務を履行できなく可能性である。(バーゼル銀行監督委員会「信用リスク管理の諸原則」)
- ・「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産(オフバランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクである。(金融庁・金融監査マニュアル)

## 信用リスク管理の高度化が必要な背景

バブル期まで日本の銀行は「正しく案件を審査していれば、貸倒れは発生しない」という大前提に立って信用リスクを考えてきた。

しかし、この大前提がバブル崩壊とともに崩れ去ったのである。審査時点での判断が優良だったとしても、景気の変化により融資先の経営状態が悪化する可能性は大いにある。そこで銀行の持つ前提は下記のように変化した。

- 1、融資先は必ずある一定の確率でデフォルトする。
- 2、担保価値の下落・変動や株価の下落・変動は起こりえる。

前提が置き換わった後、信用リスク管理を高度化することが銀行業務のさまざまな場面で重要な役割を持つようになった。例えば、融資先の信用度を評価し、その評価に応じて貸出金利を変更し収益を確保するなどのリスクに見合ったリターンの確保。また、「債務者ベース」の信用リスク管理を「債務者ベース+ポートフォリオ管理ベース」に拡大したことにより、連鎖デフォルトなどのシミュレーションの実現やストレステストによる予測シナリオの充実は、すでになくはならないものである。

銀行業務は国の手厚い保護のもと、日々目の前に起こったことだけに対応していればよい時代は終わり、予測と検証を何度も繰り返し、経営判断を下し、生残りに力を尽くす時代が変わったのである。